

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会（第13回）-議事要旨

日時：平成26年2月26日（水曜日）10時20分～12時30分

場所：経済産業省本館 17階 国際会議室

出席者

安念委員長、秋池委員、辰巳委員、永田委員、松村委員

オブザーバー

全国消費者団体連絡会 河野 事務局長

愛知県消費者団体連絡会 楓 代表幹事

日本商工会議所 青山 産業政策第二部副部長

消費者庁 片山 消費生活情報課長

説明者

中部電力株式会社 勝野 取締役副社長

主な意見

電気料金審査専門小委員会における指摘事項、検討すべき論点について

- 資料5スライド5に53万件全数を書類で検査するとあるが、我々の常識からすると理解しがたい。例えば1%を抽出したり、金額で区切つて、竣工検査を行う考えはないのか。
 - 前回の資料5スライド24で説明しているが、こちらで設計したものについては、抜き打ち的に検査を行っていききたい。また、こちらの設計と違つかたちで報告があったものについては、後ほど作業状況について確認をしていく。53万件の全件チェックはできないが、どちらかで行っていききたい。（中部電力）
- 資料5スライド8の新規取引先募集について、平成25年度は38品目を対象とし、沢山のように見えるが、どのくらいの比率なのか。38品目とは何なのか。
 - 38品目はポリエチレン電線カバーなど色々な物を対象としているが、全体でどれくらいを占めているかは後ほど提出したい。なお、38品目のうち、20品目に提案を受けた。提案については技術検査が必要であるが、8品目については取り入れている。金額にして4億円程度で、従来と比べて2割5分程度のコスト削減になっている。（中部電力）
- 資料5スライド9の提案募集ミーティングは事前に情報を知らせることで、競争とは逆の効果が出てしまうのではないのか。
 - 1年間の修理材料を示すことで、品質などの提案をいただきミーティングを踏まえ反映する形をとっている。（中部電力）
 - ご指摘の点は昔からある問題。横の連絡を完全に絶つのは難しい。（安念委員長）
- トーエネックについては、競争発注を検討する余地がないように説明していると思われる。月平均7億円の発注停止とのことだが、その分は他社に発注しているのか。
 - 指名競争入札に参加させていないので、他社に発注している。（中部電力）
 - トーエネックに発注している仕事のうち、取引先が他に存在しないものがあるとのことだが、競争入札が入る余地はないのか。
 - 発注停止対象外としているものについては、他社に代替することがなかなかできない。しかし、引込線や内線工事は他社に発注できないか等を含めて検討している。なお、トーエネックが材料を持ってきて工事を行うことがあるが、材料は競争をさせて買わせている。（中部電力）
- トーエネックの技術力や業務品質の向上を推し進めるために、出向者を出し、コストダウンに努めてきたとのことだが、本店配電、支店配電、営業所配電については（出向者の）意義が感じられるものの、その他の管理間接部門及び情報通信等、他事業分野については、中部電力の人が出向しなくても良いのではないのか。また、トーエネックはかなり前から設立されている会社。しかし資料5スライド14には、効果としてあらわれたものは、ここ半年のものばかり。これしかなかったのか、それまでも色々な効果があったのか。
 - トーエネックへの出向者は平成19年から開始し、中部電力との役割分担によりコスト削減を行ってきた。配電には技術者を出向させ、その効果が徐々に出てきている。管理間接部門には、グループ経営全体の管理、内部統制のため出向者を出している。情報通信・他事業分野には、通信の知識を持っている人が出向している。（中部電力）
- 提案募集についてどれくらい効果があるかは中部電力がどれだけ本気で提案を聞く気があるかにかかっている。前向きな表明はありがたいが、今後のパフォーマンスを確認できることや、中部電力から宣伝できることを期待している。

- メーター取替の工事については、トーエネックが行っているのか。行っている場合、発注停止対象か対象外か。
 - トーエネックと中部精機の2社で行っている。また、取替工事は発注停止対象外である。（中部電力）
 - 2社あるにも関わらず発注停止対象外なのは不思議だが、すぐに2社あるうちの1社に全てを任せられないことは予想がつく。逆に言うと、こういう類のものも停止対象外に入っているということである。ただし、このような単価が高く、おいしい仕事というのは、随意契約となっていて、かつ不祥事があっても発注停止が行われず、強力に守られているというのは納得いかないし、本当に出向者を出すことでコスト削減となっているのかどうかについては疑問を持っている。
- 新規発注停止の対象が僅か10%しかないとは思っていなかった。仮に10年停止しても1年の発注額全額程度の影響である。停止期間は長いように見えるが、実際はネグリジブルな発注停止に見える点は指摘したい。一方、全社的な不正行為ではなく、一部の事業所の不正行為であるとする説明とは平仄が合っているように思う。
- 資料5スライド12のトーエネックの役割・意義について、過去のことしか書いていない。「今後は何々を行う」という文章にして欲しい。
 - トーエネックに外部委託をしてコスト低減を図っていく上で、我々の手続の仕方に不備があった点と効率化を要求しすぎていた点が不適切事象を招いてしまったので、体制を立て直していきたい。その中で出向者は、効率化に役立つと思っているが、金額は小さくても、不適切な事象が起こったことは大きく受けとめている。出向者も配電部門も含めて意識の向上に努めてまいりたい。（中部電力）
- 資料5スライド3で部分自由化後の効率化について、需要が頭打ちになった結果設備投資の重要性が減り、減価償却費が減ったことが大きい。自由化は関係ないと説明する人もいるが、今回示されたかなりの部分は自由化を契機として中部電力が努力していただいた結果だと思う。自由化の効果を示していただいたことは、今後の制度設計に大きな助けになると思う。
- 資料5スライド14について、出向者に直接給与を支払うが、トーエネックから戻し入れるという意味は何か。人件費の削減になっているという意味か。
 - 中部電力とトーエネックには給与水準に差があり、出向者には中部電力の水準で支払っている。これらの差額を中部電力が負担している。会計処理は一旦給料手当で支払い、戻し入れは控除口で整理している。（中部電力）
 - 他の企業への出向者についても同様なのか。
 - しかり。（中部電力）
 - 中部電力は人件費の削減になるということか。
 - 出向者を通じて効率化が進み、発注価格が下がることでトータルとしてはコストダウンする。また、人件費の削減にもなっている。（中部電力）
- トーエネックが中部電力から受注している850億円のうち、自社生産しているものと、配線などを他社から購入しているものとの比率はいくつか。他社から購入している材料は競争入札できるのではないか。
 - トーエネックは工事保守の会社であり、中部電力から支給する材料で行うものと、トーエネックから持ってくる材料で行うものと両方がある。比率のデータは手元に無い。（中部電力）
 - トーエネックは技術を提供する会社である。材料の調達は十分に競争入札ができるのではないか。
 - 資料5のスライド8,9で説明している新規取引先公募などの取り組みを行っており、電線カバーや碍子について新規の提案を受けている。ただし、品質は検証する。（中部電力）
 - トーエネックの発注停止が1割とのことだが、たいした金額ではない。9割の発注停止対象外は他に代替可能な取引先が存在しないとの説明であるが、もっと拡大できるのではないか。
 - 急に競争させることは実態的に難しい。どのようなものが競争対象にできるのか、役務についても、地域事業者へ替えることができず、検討していきたい。その際には、継続性も含めて検討し、新たな取引先も発掘してまいりたい。（中部電力）
 - 850億円のうち、トーエネックとして関連業者にどれくらい外注しているのか。
 - 調べるが、事務局を経由して回答することとしたい（中部電力）
- トーエネックの問題は、中部電力の基本的なポリシーの問題である。査定した後のレビューを充実させる必要がある。トーエネックについてどういう態度をとるのか、9割の発注停止対象外についても他の事業者を開拓できる可能性があるのではないかという点を含め、中部電力が有効なアクションをとっているかについては、委員会として当局にレビューを強く希望する。（安念委員長）
- 本日（効率化の）決めなければならないこととして、10.31%の効率化の織り込みは他社と比較して遜色ないものであるかという点がある。中部電力は先行他社の査定を研究して自ら織り込んできた。これまでの議論を見る限り大きな異論は無かった。（安念委員長）
- メーターの取替工事費は他社と比べてどこが高くなっているのか。
 - 他社は事前説明をやっている会社とやっていない会社がある。その先の取替作業や移動作業については具体的に同じ工程か分からないため、詳細は不明である。全体の平均として考えると微妙に高いと言う結果になっている。（事務局）
 - 事前に都合を聞かなければ、効率が悪いと思う。いったいどこが他社と違うのかわかりにくくなっている。
 - この場で説明するのは難しい論点である。他社平均まで下げるというのも一つの選択肢である。（安念委員長）
- はがき代がなければ、（取替工事費は）平均以下になるのか。
 - 取替工事単価には、はがき代は入っていない。（中部電力）
- はがきでなければ、他に方法はあるか。（安念委員長）
 - 検針票に書くのは難しい。スマートメーターになれば、メーターの形も変わり、工事が行って説明しても理解されないところもあるので、2~3か月前にお知らせはがきを送るというコンセプト。検針員は1か月に1回、面的に行っているのでも、検針工事の対象者のみにお知らせを配布すると段取りが難しく、検針票と一緒に入れるのも難しい。（中部電力）
 - お知らせはがきが必要かという論点はあるが、消費者としては、情報提供は必要。普及開発関係費に似たような費用は入っていないか。
 - 確認する。（事務局）

- 資料5スライド20について、原価算定期間中の費用は年によってばらつきがあり、設備投資を減価償却費としてならして、原価算定期間の平均をとったところ、RFPの結果として増えてしまったという理解で良いか。
 - (RFPの結果として) 後に乗ったところについては判断しなければいけない。(安念委員長)
 - (RFPの結果の増額分については) 難しいところである。資料5スライド20には、嘘は書いていないが、気に入らない部分がある。RFPをやった結果コストが高くなったかのように見えているが、この表には、RFPによりコストの配賦が変わったものだけではなく、社会的要請の高まりを受けて対応することとしたものも含まれている。あくまで「RFP前後」の差を示しているに過ぎず、RFPの結果ではない部分も含んでいる。
- 他社と比べて高くなる理由が示されないことについて納得いかないということは理解するが、中部電力に、他社がどうなっているのかの説明を求めるのは難しいと思う。ただし、経営情報なので詳細は明らかにできないが、中部電力の説明が二転三転しており、工程をよく理解せずに説明しているのではないかと不信に思っている。そのような印象を与えたことは認識していただきたい。
- 資料5スライド21で、光ケーブルについて、将来の見込みが入っているとのことだが、見込みが過剰ではないか。また、将来とはいつを想定して原価に組み込まれているか。だいぶ先のことなら、将来の受益者が負担すべきではないか。
 - 資料5スライド22で説明しているが、太陽光発電の導入が増えると、電気の流れが逆向きになったりするので、情報を常時電送する必要があるため、光の導入を増やしている。光ケーブルは40~50年持つため、十分活用できる。(中部電力)
- 光ケーブルの敷設量が原価算定期間に増えているのはなぜか。
 - スマートメーターの導入等のため、必要な部分が増えている。(中部電力)
- お客様給電電話とは何か。
 - お客様給電電話とは、使用量が大きく、変電所に近い設備を持っている大きな工場などは、電気を切る・流す情報について、常に連絡を取る必要があるため、それに使う回線である。(中部電力)
- 光ケーブルについて、現状使われているものはどれくらいか。また、容量が大きいものを入れたとのことだが、今どれくらいの割合で活用しているのか。宝の持ち腐れになっていないか。
- 光ケーブルを自前で整備する必要はあるのか。通信事業者を利用する場合とコストを比較して選んだのか。現状活用できていないのに、自前で持つ必要性を教えて欲しい。光ケーブルは必要不可欠な設備とのことだが、他の電力会社ではどれくらい光ケーブルを入れていて、9電力合計の中で中部電力はどれくらいを占めているのか。内部留保の問題について、現金ではなく、資産として持っているという説明があり、光ケーブルもそれでつくったのではないかと思うが、もし使われていないのであれば、何度か値下げの機会もあったので、利用者に還元するという選択肢もあったのではないか。大規模な光ケーブルを別の形で持っていれば、値上げを遅らせることもできたのではないか。消費者側の素朴な疑問である。
 - ケーブルについては、他社では関連会社が持っているケースもあり、一概に比較できない。後ほど事務局を通じて提出したい。(中部電力)
 - 光ケーブルは当社で3万6000キロ持っているが、うち6000キロは鉄塔上に敷設している。2万キロは最も細いケーブルで余剰はないと整理している。残り1万キロは容量が大きいですが、ここについては大部分で余剰がある。その理由は、変電所の周りには太いケーブルを引いた方が効率的なためである。(中部電力)
- 取替工事費の問題については、はがき代を含め、我々で消化しないといけないので、引き取らせて練らせていただきたい。光ケーブルに空き容量があるのではないかという点については、送電線の場合は、空回線分についてレートベースから差し引くことをやってきた。光ケーブルの空きについては、見通せる将来に活用できる見込みがあるかどうかということだと思う。(安念委員長)
- RFPの5億円増については、私個人の考え方を言うと、我々の仕事は申請に対する応答をするものである。したがって、申請額の66億の合理性を見ることになり、71億円を前提として審査を行うことは、行政処分の在り方としてはありえないと思う。増えた分を認めて欲しいという主張は分かるが、我々は申請の数字の合理性を見ることにあると考える。大きな意見がなければ、このような方向でまとめたい。(安念委員長)
- LNGの調達契約については、中部以外の他社の情報収集のため、報告徴収をこれまで行っている。これまで行ってきたので、今回も行うこととしたい。(安念委員長)
- トップランナーの意味については、今までの査定方針からのインプリケーションとして、申請会社以外から行うこととしたい。(安念委員長)
- 資料4スライド18 3ポツの天然ガス価格の市場動向について、中部電力から指摘があるが。(安念委員長)
 - 今後アメリカのLNGが入ってくると、構造変化が起こることは認識している。申請に当たって、他社と比べてシェール効果を織り込んでいる。当社としては、予測している効果が起こるのは、平成30年度からと考えており、先行他社と比べて環境変化がある点は含み置きいただきたい。ヘンリーハブのマーケットをどう見るかだが、資料5スライド26で示しているが、NYMEXの指標とEIAの予測が、180度違う方向で見ている。逆に言うと市場に大きな構造変化が起こっていないと見ている。また資料5スライド27で示しているが、NYMEXといえども取引されているのは至近の半年程度のものであり、長期については、スタッフが検討してその考え方にに基づき書かれているので、EIAの予測と変わらないと考えている。(中部電力)
 - 確実な見込みがどうなるかは分からないが、中部電力の指摘は重要。査定方針案の表現は同様とするが、この表現の範囲内で、できる限り公正な価格の予測をしていくよう、事務局とよくすりあわせを行っていくこととしたい。(安念委員長)
- 光ケーブルについて、自前で持つのと外部委託の比較は行ったのか。
 - 比較はしている。自前の光を使った方が安いという結論になった。(中部電力)
- 光ケーブルについて、資料を出していただけたとのことだったが、電気事業便覧によるならば、個社ごとに出して欲しい。東京電力は光をかなり引いているところだが、外部の目を入れて、歯止めを入れているので、同じトレンドでは動いていけないと思われる。そのような特殊要因を混ぜてほぼ平均と言われても意味がない。また関西電力の扱いがどうなっているか気になる。関連会社で通信事業を大きくやっていると思う。丁寧に教えてほしい。

- コストの差がわずかなので、大きな規模で整備するというのは合理的だと思う。後出しじゃんけんのように大幅に削るとしたら、24芯で敷設して、数年後にまた24芯で取り替えるということが起こるので、非難されるべきことではないと思う。ただし、有効に利用できないのかという点は疑問が残る。通信会社もびっくりするぐらい長いケーブルを持っているので、そちらに問題意識を持っている。
- 例えば、将来PVが大量に入ってきたときに絶大な威力をもつということなら説得力がある。東電や関電を除けば突出して投資している会社であり、他社の見本になるようなパフォーマンスが出てくれば説得力があるので、そうなることを期待したい。
 - 光ケーブルの使い道について聞きたくなる。（安念委員長）
 - 自前で持つよりも委託の方がコストが上がるという説明があったが、コスト削減のため外注するという、これまでの経営効率化の説明と全く違うことになることについて、ずっと疑問を持っている。
- 中部電力が供給しているエリアで、光ケーブルは面積的にどれくらいの割合で引いているのか。
 - 光ケーブルは配電線の途中についているスイッチの制御のため使っている。高圧配電線の距離に対しての比率が分かりやすい。光とメタルをあわせて、約47%のケーブルを持っている。ほぼ全社平均だが、光とメタルの比率が他社と違う。（中部電力）
 - 他社に（工事等を）外注する際に、光とメタルの違いは問題にならないのか。
 - 今後は光が一般的になるため、光の方が良いと思う。また、光であれば汎用品が市場に出ている。（中部電力）
 - 有り体に言えば通信事業者でやるか、自社でやるかという違いで、結果として自社の方が安かったということか。（安念委員長）
- スマートメーターを設置し続けるうちに技術革新が起こり、機械単価が相当下がるのではないか。ハードウェアは下がっていくので、考えなければいけないと思う。
 - 下がらないことはないと思う。（安念委員長）

その他

- 当社の申請は、4月1日からの消費税増税を含んだ形になっているが、消費税増税実施まであと1か月となっている。今後どのような審査スケジュールになるか。（中部電力）
 - 事務方として標準処理期間に処理できるよう努力しているが、査定方針案の作成や、消費者庁との協議があるため、現時点では何とも言えない。（事務局）
 - 仮に4月1日実施の認可が得られなかった場合であっても、消費税増税分を4月以降の電気料金に反映させるための準備を進めていく必要があると考えている。したがって、4月1日実施の可否に関わらず、消費税増税分を電気料金に反映させていただくための届出を別途提出させていただく。（中部電力）

以上

関連リンク

[電気料金審査専門小委員会の開催状況](#)

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備室
電話：03-3501-1748
FAX：03-3580-8485

最終更新日：2014年3月11日